

参考資料2 内部統制システムに係る監査のチェックリスト(事例集)

1. 第2部「中小規模会社の「監査役監査基準」の手引書」の第21条(内部統制システムに係る監査)、並びに〔参考資料1〕「監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示」の5 取締役の職務執行の監査(3)内部統制システムに係る監査等に記載のとおり、会社法上、会社の規模・事業内容等に即した適切な内部統制システムの整備は全ての会社に求められ、取締役の善管注意義務の中心をなす重要な職務である。

他方で、「内部統制システムに係る取締役会決議」の義務付けがある会社(会社法上の大会社。法348④、362⑤)以外の会社の場合、すなわち同決議の義務付けがない会社の場合、内部統制システムに係る監査をどこまで、どのように行ったら善管注意義務を果たしたと言えるのか、いささか悩み、迷いを覚えることも決して少なくないものと思われる。

2. そこで本資料では、会社にとっての内部統制システムの整備及び監査の重要性にかんがみ、主として中小規模会社の視点から、「内部統制システムに係る取締役会決議」の義務付けがなく、また現に同決議がない会社の監査役を念頭に、内部統制システムに係る監査のため実際に使用されている「チェックリスト」を参考までに掲載する。掲載した事例は3社であり、自社の監査環境等に照らして適宜項目を取捨選択したり、修正するなどしてご活用いただきたい。

なお、事例の選択にあたっては、現在は非大会社かつ非公開会社であっても、将来的な株式上場をも視野に入れ内部統制システム整備を進めている会社などにも参考となるよう、留意した。

3. 内部統制システムに係る監査は、取締役の職務執行に係る日常監査と表裏一体のものである。チェックリストを利用した監査はその一方法ではあるが、そのみで内部統制システムの監査が完結するものではないことに留意が必要である。
4. その他の参考資料として、例えば、中小建設事業者向けのものとなるが、「中小建設企業のための内部統制向上ガイドライン～今、経営者に求められる、より健全かつ効率的な業務運営改善のために～」(平成21年3月国土交通省総合政策局建設業課 <http://www.mlit.go.jp/common/000039568.pdf>)、及び同ガイドラインの巻末掲載「中小建設企業のための内部統制の向上に係るチェックリスト」を参照されたい。

【A社】

1. チェックリストの作成元資料

- ・ 「【Ⅰ】内部統制システム構築の基本方針の監査チェックシート」では、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に掲げられた各体制毎に、必要最小限と思われるチェック項目を列挙。同様に「【Ⅱ】内部統制システムに関する監査チェックシート」では、内部統制の各構成要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング）毎に、必要最小限と思われるチェック項目を列挙。

2. 活用法

- ・ 本チェックリストに基づき、監査役が確認する（「回答」、「根拠・メモ事項」欄に記入する）。
- ・ 「会社法が規定する内部統制項目」の整備状況と、「内部統制の各構成要素」の機能状況を概括的に確認するのに効果的であり、内部統制監査の出発点として役立つ。

内部統制チェックシート 第〇〇期

実施者 ○○○○

【Ⅰ】 内部統制システム構築の基本方針の監査チェックシート

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

着眼点	回答	根拠・メモ事項
① 法令等遵守を経営の最重要課題と位置づけているか。	✓	
② 企業の倫理方針や行動綱領、法令等遵守の基本方針や遵守基準等を制定しているか。	✓	倫理規程
③ 法令遵守を実現するための具体的な手引書（コンプライアンス・マニュアル）を作成しているか。自社の事業活動、経営環境、組織風土等を勘案して抵触・違反する危険性のある法令等の条項を内容に盛り込んでいるか。		(マニュアル)
④ 法令等遵守のための組織の設置と職務分掌が制定され、必要な権限が付与されているか。	✓	
⑤ 法令等遵守を実現するための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定しているか。定期的にレビューする仕組みが組み込まれているか。また、法令等遵守の状況に関する取締役会への報告事項が明確になっているか。		内部監査講評 コンプライアンス教育

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

着眼点	回答	根拠・メモ事項
① 情報の保存・管理に関する規程が制定されているか。以下の点が定められているか。 a) 保存・管理の対象とすべき情報が、明確化されているか。 b) 情報の保存期間および管理方法が定められているか。セキュリティ・ポリシー(情報セキュリティに関する基本方針)が制定されているか。 c) 情報の保存・管理のための組織が定められているか。必要な権限が付与されているか。 d) 情報の漏洩、滅失、紛失時の対応方法が定められているか。	✓ ✓ ✓ ✓	
② 取締役の意思決定を支援する以下の体制が構築されているか。 a) 重要な会議への付議基準や報告基準が適切なものとなっているか。計画であり、恣意的な解釈の余地のないものとなっているか。 b) 取締役の重要な意思決定を法務的な側面から支援する部門の設置、あるいは担当者の配置がなされているか。 c) 重要な会議の付議資料や重要な決裁書類について、案件類型毎に必要な記載事項が標準化されているか。	✓ ✓ ✓	

3. 損失の危機管理に関する規程その他の体制

着眼点	回答	根拠・メモ事項
① リスク管理を経営の最重要課題と位置づけているか。	✓	
② 以下の経営環境の変化への対応力を備えたリスク管理になっているか。 a) 経済環境・金融環境の変化 b) 通信手段の変貌 c) 技術革新 d) 企業のグローバル化 e) 産業構造の変化 f) 安全性・環境に対する社会的価値観の変化 g) 法的規制の変化 等	✓	②～⑥につきリスクマップを作成中
③ 企業戦略と整合性が取れたリスク管理になっているか。 a) どのリスクをどの程度取り、どの程度の収益を目標とするのかといった戦略目標が定められているか。 b) 各部門の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リス		

着眼点	回答	根拠・メモ事項
ク管理を軽視したものとなっていないか。 c) リスク管理を重視しリスクの最小化を目指すあまり、必要 なリスクテーク(リスク負担)を取り得ないものとなってい ないか。		
④ リスク管理に関する以下の規程が定められているか。 a) 各種リスクに応じて管理規程が作成されているか。 b) 各種リスクに関する測定・モニタリング・管理方法につ いて、規程の中で規定されているか。		
⑤ 以下のようなリスク管理組織の設置と職務分掌が制定さ れ、必要な権限が付与されているか。 a) 各種リスクを管理するリスク管理部門 b) リスク管理全体を統括・管理する部門		
⑥ リスク管理を有効にするための具体的なリスク管理計画を 策定しているか。また、定期的にレビューする仕組みが組み 込まれているか。		
⑦ リスク管理に関する取締役会への報告事項が明確になって いるか。		
⑧ 内部監査部門によるリスク管理体制の有効性のチェックが なされる仕組みになっているか。	✓	

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

着眼点	回答	根拠・メモ事項
① 自社の経営計画および各部門の業務計画等において、戦略 目標を達成する上で必要な資本・資金、要員等の経営資源は 効率的に配分されているか。著しく非効率的な資源配分とな っていないか。	✓	
② 取締役の職務分担、各部門の職務分掌・権限の付与は、職 務の執行の効率性を確保するものとなっているか。著しく非 効率的なものとなっていないか（間接部門の肥大化、管理部 門の重複、権限の錯綜等）。	✓	
③ 自社の経営計画および各部門の業務計画等は著しく過剰な 管理水準や品質水準を求める内容となっていないか。	✓	
④ 赤字部門の業務継続に関し、適切な対策が講じられてい るか。合理的な理由もなく放置されていないか。	✓	

着眼点	回答	根拠・メモ事項
⑤ 経営計画および各部門の業務計画等は、進捗状況および施策の実施状況を定期的にレビューする仕組みとなっているか。	✓	
⑥ 取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、以下に定める事項が遵守されるプロセス・体制が整備されているか。 a) 事実認識に重要、かつ不注意な誤りが生じないこと b) 合理的な意思決定過程を経ること c) 意思決定内容が法令または定款に違反しないこと d) 意思決定内容が通常の企業経営者からして明らかに不合理とならないこと e) 意思決定が会社の利益を第一に考えてなされること	✓	日常監査記録

5. 監査役が実効的に監査が行われることを確保するための体制

着眼点	回答	根拠・メモ事項
① 監査役監査の環境整備に関して、監査役が要求した事項に留意した内容となっているか。	✓	
② 監査役監査の環境整備の重要性および必要性を軽視した内容となっていないか。	✓	監査役自身が取締役に環境整備の重要性・必要性を説明する必要がある。

【Ⅱ】 内部統制システムに関する監査チェックシート

1. 統制環境の観点から見て問題はないか

着眼点	回答	根拠・メモ事項
① 経営トップのあり方は適切で明確か。 経営トップは、内部統制システム整備の重要性を認識しているか。 経営トップは、リスクを適切に認識しているか。 経営トップは、内部統制システム整備の重要性を、経営方針や基本規程等の中で明確に示しているか。 経営トップは、組織の内外、業務執行の中で自らの言動を通じて、内部統制システム整備の重要性を強調しているか。	✓	

着眼点	回答	根拠・メモ事項
② 経営管理組織のあり方について、経営方針等を組織内に周知徹底し、業務に対するコントロールの基本的な仕組みが構築されているか。	✓	

2. リスク評価の観点から見て問題はないか

着眼点	回答	根拠・メモ事項
① 企業経営において予見されるリスク（注）を的確に識別・分析・評価しているか。	✓	
② 予見されるリスクへの対応方法・管理手法が講じられているか。	✓	

（注） 重要なリスク・・・利益供与、贈収賄、当局への報告義務違反、特別背任、利益相反取引、業務上横領、インサイダー取引違反、業法違反など。

3. コントロール(統制)活動の観点から見て問題はないか

着眼点	回答	根拠・メモ事項
① 企業構成員が各体制に関する職務執行(リスク対応・管理を含む)を適切に行うために準拠すべき方針、規程、手続、マニュアル等が制定されているか。その内容は、合理的・現実的で、相互牽制機能が内在したものとなっているか。	✓	
② 各体制に関する職務を主体的・統括的に行う部署が明確になっているか。その部署は職務目的を達成するために必要な陣容、専門性、権限を具備しているか。適切な職責の分離はなされているか。	✓	
③ 各体制が有効に機能するための実践計画が策定されているか。定期的にレビューされる仕組みが構築されているか。	✓	
④ 企業構成員が各体制に関する職務執行(リスク対応・管理を含む)を適切に行えるように、適切な研修計画・体制が講じられているか。	✓	
⑤ 危機的な事象が発生した場合のコンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)が策定されているか。その内容は合理的・現実的なものとなっているか。	✓	調整中

4. 情報と伝達の観点から見て問題はないか

着眼点	回答	根拠・メモ事項
① 各体制が有効に機能するために必要な情報システムが構築されているか。	✓	
② 企業構成員が各体制に関する職務執行を恒常的に適切に行えるように、必要な情報が適時・的確に伝達される仕組みが講じられているか。	✓	
③ 各体制の統括部署が、経営トップに対して各体制の執行・管理状況、リスクの状況等を定例的に報告する仕組みが構築されているか。	✓	経営会議議事録
④ 経営トップや各体制の統括部署に対し、経営管理上重要な情報、経営に重要な影響を与える情報、各体制の目的に反するような事象の発生情報が、適時・的確に報告される仕組みが講じられているか。	✓	

5. モニタリング(監視)活動の観点から見て問題はないか

着眼点	回答	根拠・メモ事項
① 各体制の実施状況を、各業務部門において日常的に点検・監視し、不備な点がなれば、自律的に改善する仕組みが講じられているか。	✓	
② 内部監査部門は設置されているか。	✓	
③ 内部監査部門の独立性は確保されているか。	✓	
④ 内部監査部門に必要な権限(特に情報入手権限)は付与されているか。また、責任の範囲は明確になっているか。	✓	
⑤ 内部監査部門の陣容は、専門性および員数の点で不足はないか。	✓	
⑥ 内部監査基本規程は制定されているか。その内容は適切か。	✓	
⑦ 内部監査計画の基本事項を取締役会で承認する仕組みになっているか。基本事項の中に、内部統制システムの有効性のチェックが含まれているか。	✓	当社の場合経営会議
⑧ 内部監査結果等を取締役会に報告する仕組みになっているか。	✓	当社の場合経営会議
⑨ 内部監査が発見・指摘した問題点が是正される仕組みになっているか。	✓	講評会において監査役から指摘事項については是正されたかを確認する。

【B社】

○ チェックリストの作成元資料

- ・ 左端「確認項目」欄の項目内容は、当協会「内部統制システムに係る監査の実施基準」を基に、自社の監査環境等に照らして必要な加除修正を施して作成。

○ 活用法

- ・ 本チェックリストに基づき、まずは管理担当取締役が自己評価を行う。監査役は、当該管理担当取締役の自己評価を踏まえて確認する。自己評価結果と監査役確認結果を基に相互に意見交換し、現状認識と改善すべき点の共有化を図り、内部統制システム整備の充実・レベルアップにつなげていく。
- ・ 本チェックリストに沿って取締役に自己評価をしてもらうことで、内部統制整備に対する取締役の理解、ひいては監査役監査への理解促進にも役立つ。

内部統制システム監査調書

取締役殿

監査役 ○○○○

当社における内部統制システムについて、下記事項の実施状況について確認の上、ご回答願います。

1. 法令等遵守体制（取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

確認項目	取締役○○○○記載	確認結果
① （代表取締役等が、）会社経営において法令遵守及びその実効的体制の整備が必要不可欠であることを認識しているか。	認識している。個々の経営上の意思決定をする際には、常にコンプライアンスの観点を重要視しており、法務部門の活用も積極的である。	認識している。個々の経営上の意思決定をする際には、常にコンプライアンスの観点を重要視しており、法務部門の活用も積極的である。但し懲罰規定上有罪判決時解雇規定や倫理規定はあるが明確な法令遵守宣言は見当たらない。

確認項目	取締役〇〇〇〇記載	確認結果
② 取締役会等における意思決定及び個別の業務執行において、(法務部及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制など、)法令等を遵守した意思決定及び業務執行がなされることを確保する体制が整備されているか。	事業部での業務遂行に際しては、きめ細かく法務部門に相談が来ており、意思決定に際してはコンプライアンスの観点から常に考慮される運用がなされている。	事業部での業務遂行に際しては、きめ細かく法務部門に相談が来ており、意思決定に際してはコンプライアンスの観点から常に考慮される運用がなされている。法務部門の更なるレベルアップが期待される。
③ 法令等遵守の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の法令等遵守に係る問題点が発見され、改善措置がとられているか。	法務部門が担当し、事業部の運営を常にモニタリングし、助言している。	法務部門が担当し、事業部の運営を常にモニタリングし、助言している。
④ 法令等違反に関する処分規程が整備され、それに従った適切な措置がとられているか。	懲罰規程。違反事例がない。	懲罰規定に反映・事例はない。
⑤ 体制の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が整備されているか。	取締役会には、CFOを通じて報告される体制、監査役に対しては独自の調査ルートを通じて報告される体制にある。	
⑥ 内部統制部門が疑念をもった取引・活動について内部監査部門等又は監査役に対して適時かつ適切に伝達される体制が整備されているか。	経営本部長より監査役に伝達される。	経営本部長より監査役に伝達される。定例 Mtg (月 2 回)
⑦ 内部通報システムなど法令等遵守に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが整備されているか。	内部通報システムや経営本部と事業部との各種 Mtg を通じて把握している。	内部通報システム(倫理規定)や経営本部と事業部との各種 Mtg を通じて把握できる仕組み。

2. 損失危険管理体制(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

確認項目	取締役〇〇〇〇記載	確認結果
① (代表取締役等が)損失危険管理及びその実効的体制の整備が必要不可欠であることを認識しているか。	当然認識している。	認識している。

確認項目	取締役○○○○記載	確認結果
② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、取締役会等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論がなされているか。	取締役会において、事業部からの直接の報告に加え、CFO から客観的な状況やリスクについての報告が行われている。	取締役会において、事業部からの直接の報告に加え、CFO から客観的な状況やリスクについての報告が行われている。
③ (代表取締役等が、) 会社の事業内容ごとに、信用・ブランドの毀損その他会社存続にかかわるリスクを認識しているか。	認識している。	認識している。
④ 当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさに関する適正な評価が行われているか。	担当取締役を中心として行われている。	担当取締役を中心として行われている。
⑤ 他社における事故事例の把握、安全・環境に対する社会的価値観の変化、法的規制その他経営環境及びリスク要因の変化が認識され、それに対して適時かつ適切に対応する体制が整備されているか。	毎週の役員 Mtg や毎 Q の役員合宿で議論されている。	毎週の役員 Mtg や毎 Q の役員合宿で議論されている。
⑥ 当該事業年度において重点的に取り組むべきリスク対応計画を策定しているか。当該計画の実行状況が定期的にレビューされる仕組みが整備されているか。	リスクの発生と影響は極めて短期間で起きるため、年度計画を作る前に対応する。	リスクの発生と影響は極めて短期間で起きるため、事態発生時の迅速誠実適切な対応を重視している。
⑦ 各種リスクに関する識別・分析・評価・対応のあり方を規定した管理規程が整備されているか。定められた規程及び職務分掌に従った業務が実施されているか。	定型的な(規定できる)リスクに対しては、マニュアル化されている。(システム緊急対応等)	管理規程はないが、緊急事態対応マニュアル(システム緊急対応、緊急連絡網)が整備されている。
⑧ 損失危険管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の損失危険管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか。	経営本部中心に、事業の進捗(財務データ)を毎週更新し、全事業部・経営陣と共有している。	経営本部中心に、事業の進捗(財務データ)を毎週更新し、全事業部・経営陣と共有している。

確認項目	取締役〇〇〇〇記載	確認結果
⑨ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動の継続に関し、適時かつ適切な検討が行われているか。正当な理由なく放置されていないか。	毎月、事業ごとの状況審査と格付けを行っており、放置されることはない。	毎月、事業ごとの状況審査と格付けを行っており、放置されることはない。
⑩ 損失危険管理体制の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が整備されているか。	取締役会には、CFOを通じて報告される体制、監査役に対しては独自の調査ルートを通じて報告される体制にある。	取締役会には、CFOを通じて報告される体制、監査役には経営本部長と常勤監査役との定例 Mtg（月2回）及び CFO 経営本部長常勤監査役昼食会（原則週1回）の場で報告される体制にある。
⑪ 内部通報システムなど損失危険管理に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが整備されているか。	内部通報システムや経営本部と事業部との各種 Mtg を通じて把握している。	内部通報システムや経営本部と事業部との各種 Mtg を通じて把握している。
⑫ 会社に著しい損害を及ぼす事態が現に生じた場合を想定し、損害を最小限にとどめるために、代表取締役等を構成員とする対策本部の設置、緊急時の連絡網その他の情報伝達体制、顧客・マスコミ・監督当局等への対応、業務の継続に関する方針等が予め定められているか。	定型的な（規定できる）リスクに対しては、マニュアル化されている。（システム緊急対応等）	事態発生時の迅速誠実適切な対応を方針として重視している。緊急事態対応マニュアル（システム緊急対応、緊急連絡網）も整備されている。
⑬ 顧客・マスコミ・監督当局等への対応、業務の継続に関する方針等が予め定められているか。	誠意ある対応を進める方針。	誠意ある対応を進める方針。

3. 情報保存管理体制（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

確認項目	取締役〇〇〇〇記載	確認結果
① （代表取締役等が、）会社経営において情報保存管理及びその実効的体制の整備が必要不可欠であることを認識しているか。	当然認識している。	認識している。
② 情報の作成・保存・管理のあり方に関する規程等が制定され、かつ、当該規程を有効に実施するための社内体制が整備されているか。	情報セキュリティ規程をベースに体制整備されている。	文書管理規程はないが情報セキュリティ規程ベースに体制整備されている。

確認項目	取締役〇〇〇〇記載	確認結果
③ 取締役会議事録その他法定の作成資料について、適正に内容が記録され保存される社内体制が整備されているか。	実施されている。	整備されている。
④ 保存・管理すべき文書及び情報の重要性の区分に応じて、適切なアクセス権限・保存期間の設定、セキュリティー・ポリシー、バック・アップなどの管理体制が整備されているか。	アクセス権限によってコントロールされている。	保存期間は明確ではないが、アクセス権限によってコントロールされている。
⑤ 個人情報ほか法令上一定の管理が求められる情報について、役職員等に対して、当該法令で要求される管理方法の周知徹底が図られているか。	重要性の高い情報に限り実施されている。	重要性の高い情報に限り実施されている。
⑥ 会社の重要な情報の適時開示、IR その他の開示を所管する部署が設置されているか。	開示の専任部署は設置していない。(必要ない)	非公開会社につき必要がなく、HP等を含め対外情報開示を統一的に所管する部署はない。
⑦ 開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される体制が整備されているか。(当社は決算公告のみが該当)	法令上必要なものについては整備／運用されている。	決算公告体制は整備されている。
⑧ 情報保存管理に関して定められた規程及び職務分掌に従った管理がなされているか。	担当部署毎の規程に基づき、必要に応じて実施されている。	情報保存管理規程はないが、担当部署毎のマニュアル等に基づき、必要性に応じて管理されている。
⑨ 情報保存管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の情報保存管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか。	モニタリングは実質的に機能していない。	内部監査部門は法務部門が兼務、十分機能しているとは言えない。
⑩ 情報保存管理の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が整備されているか。	そもそも実効性がない。	取締役会には、CFO を通じて報告される体制、監査役には経営本部長と常勤監査役との定例 Mtg (月 2 回) 及び CFO 経営本部長常勤監査役昼食会 (原則週 1 回) の場で報告される体制にある。

確認項目	取締役○○○○記載	確認結果
⑪ 内部通報システムなど情報保存管理に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが整備されているか。		

4. 効率性確保体制（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

確認項目	取締役〇〇〇〇記載	確認結果
① （代表取締役等が、）会社の持続的な成長を確保する経営計画・事業目標の策定、効率性確保と健全性確保との適正なバランス等が、会社経営において重要であることを認識しているか。	認識している。	認識している。
② 経営計画の策定、経営資源の配分、組織の構築、管理体制のあり方、ITへの対応等が、適正に決定・実行・是正される仕組みが整備されているか。	されている。	Q毎の予算見直し及び常勤役員（含む執行役員任命者）合宿での議論を通して実施される仕組みとなっている。
③ 会社の経営資源及び経営環境等に照らして達成困難な経営計画・事業目標等が設定され、その達成のため会社の健全性を損なう過度の効率性が追求されていないか。	されていない。	過度な効率性は求められていない。（自主的なヤル気を重視）
④ 代表取締役等が行う重要な意思決定及び個別の業務の決定において、経営判断原則に適合した決定がなされることを確保する体制が整備されているか。	事業部・執行役員を含めた役員 Mtg、取締役会を通じた意思決定が行われている。	意思決定に当たっては事業部・執行役員を含めた役員 Mtg、取締役会で活発に質疑応答されている。

5. 財務報告内部統制（会社に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制（法令等遵守の一環）金商法財務報告内部統制制度への対応）

確認項目	取締役〇〇〇〇記載	確認結果
① （代表、財務担当）取締役が、会社経営において財務報告の信頼性及びその実効的体制の整備が必要不可欠であることを認識しているか。	認識している。	認識している。
② 財務報告における虚偽記載が適時かつ適切に発見・予防されないリスクの重大性を理解しているか。	理解している。	理解している。
③ 財務報告を所管する部署に会計・財務に関する十分な専門性を有する者が配置されているか。	されている。	されている。
④ 以下の点について財務担当取締役が適切に判断・対応し、かつ、会計監査人が適正に監査を行う体制が整備されているか。	いずれも整備されている。	いずれも整備されている。

確認項目	取締役〇〇〇〇記載	確認結果
イ 売上・原価の実在性と期間配分の適切性、棚卸資産の実在性、各種引当金計上の妥当性、税効果会計の妥当性、減損会計の妥当性、ヘッジ会計の妥当性、オフバランス事項その他重要な会計処理の適正性		
ロ 重要な会計方針の変更の妥当性		
ハ 資本取引、損益取引における重要な契約の妥当性		
ニ 重要な資産の取得・処分等の妥当性		
ホ 資金運用の妥当性（デリバティブ取引等を含む）		
ヘ 財務報告に重要な影響を及ぼす IT 全般統制・情報システムの整備状況		
ト 会計基準や制度の改正等への対応		
チ 剰余金処分に関する方針の妥当性		
リ 連結の範囲及び持分法適用会社の範囲の妥当性		
ヌ 連結決算に重要な影響を及ぼす企業集団内の会社に関する、上記の各事項の適正な会計処理		
⑤ 開示すべき財務情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される体制が整備されているか。	全ての経理・会計・財務に関わる処理や意思決定が、本社経理・財務部門で集中的に行われる体制となっている。	非上場につき決算公告以外に開示すべき財務情報はないが、全ての経理・会計・財務に関わる処理や意思決定が、本社経理・財務部門で集中的に行われる体制となっている。
⑥ 会社の経営成績や財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について、財務担当取締役と会計監査人との間で適切に情報が共有されているか。	定期的に打ち合わせを行っており、情報共有されている。	会計監査人は設置されていないが、準金商法監査契約先とは定期的に打ち合わせを行っており、情報共有されている。
⑦ 会計監査人の会社からの独立性が疑われる特段の関係が形成されていないか。	されていない。	されていない。
⑧ その他会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制が整備されているか。	されている。	されている。

【C社】

○ チェックリストの作成元資料

- ・ 左端「チェックポイント」欄の項目内容は、当協会「内部統制システムに係る監査の実施基準」に相当程度、忠実に準拠して作成。

○ 活用法

- ・ 本チェックリストに基づき、まずは監査役（会）が評価を行う。取締役等経営執行者には、当該監査役（会）の評価を踏まえて自己評価を行い監査役会に回答してもらう。
- ・ 監査役（会）の評価結果（○、△、×）を時系列（前年度評価と今年度評価）で記載することで、内部統制システムの改善の進捗度合いを効果的に把握でき、次年度監査にも活かすことができる。

内部統制システムに係る監査の実施基準によるチェックポイント(〇〇年度上／下半期)

- 判 定:
- …チェックポイントを満たしている。
 - △ …チェックポイントをある程度満たしているが不十分である。
 - × …チェックポイントを満たしていない。

1. 内部統制決議及び事業報告に関する監査

	チェックポイント	実施 基準	前 年	今 回	監査役会の評価及び 経営への質問	経営からの 回答
①	内部統制決議の内容が、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める事項を網羅しているか。	第5条	○	○	特に問題はない。	
②	会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応した内部統制システムのあり方について、決議がなされているか。		○	○	特に問題はない。	
③	内部統制決議の内容について、必要な見直しに適時かつ適切に行われているか。		△	△	内部統制システムに係る取締役会決議は2006年5月の決議以来、見直しが一度も行われていない。組織改正に伴う改定など、見直しの余地があるのではないか。	

	③				また、もし見直しの必要がないとしても、毎年一度はその旨を取締役会へ報告すべきではないか。	
	④	監査役が内部統制決議に関して助言又は勧告した指摘の内容が、取締役会決議において適切に反映されているか。	○	○	特に問題はない。	
	⑤	内部統制決議の内容の概要が、事業報告において正確かつ適切に記載されているか。	○	○	特に問題はない。	
	⑥	以下のいずれかに該当する場合、当該事業年度における内部統制システムの構築・運用状況が事業報告に適切に記載されているか。 ①重大な企業不祥事等が生じ、再発防止策のあり方を含め内部統制システムについて改善が求められている場合、②前号の場合のほか、事業の経過及び成果、対処すべき課題等の会社の現況に関する重要な事項として記載することが相当であると認められる場合	追加	○	該当する事項はない。	
			第5条			

2. 法令等遵守体制に関する監査

		チェックポイント	実施基準	前回判定	監査役会の評価及び経営への質問	経営からの回答
重大なリスクへの対応	①	代表取締役等が主導又は関与して法令等違反行為が行われるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。		○	○	特に問題はない。
	②	法令等遵守の状況が代表取締役等において適時かつ適切に把握されていない結果、法令等違反行為が組織的に又は反復継続して行われるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。	第8条	△	△	下請法、建設業法の遵守については、基本契約書など帳票類の整備や諸会議での周知徹底などにより改善を図っている。しかし、内部監査では理解不足による不備を指摘される拠

重大なリスクへの対応	②				点が散見される。現場への指導を一段と強化する必要があるのではないか。	
	③	代表取締役等において把握された会社に著しい損害を及ぼすおそれのある法令等違反行為が、対外的に報告又は公表すべきにもかかわらず隠蔽されるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。	○	○	特に問題はない。	
統制上の要点	④	代表取締役等が、会社経営において法令等遵守及びその実効的体制の構築・運用が必要不可欠であることを認識しているか。	○	○	半期に1回、コンプライアンス委員会が開催されている。	
	⑤	取締役会その他重要な会議等における意思決定及び個別の業務執行において、総務部及び外部の弁護士に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制など、法令等を遵守した意思決定及び業務執行がなされることを確保する体制が構築・運用されているか。	○	○	重要な案件については顧問弁護士へ相談している。特に問題なし。	
	⑥	取締役会その他重要な会議等において、収益確保等を法令等遵守に優先させる意思決定が現に行われていないか。	○	○	特に問題はない。	
	⑦	法令等遵守に係る基本理念・倫理憲章・行動基準等が定められ、事業活動等に関連した重要法令の内容が役職員に周知徹底されているか。	○	○	基本理念、倫理憲章等を記載した携帯カードを全社員に配布済み。	
	⑧	反社会的勢力への適正な対応方針が社内に周知徹底されているか。	追加	○	倫理憲章、行動基準等の中に明記。各部門で必要に応じて教育及び定期的に自主点検を実施。	
	⑨	倫理基準、品質基準、安全基準等が社内に周知徹底されているか。	追加	○	倫理憲章、行動基準等を記載した携帯カードを全社員に配布済み。業務標準、安全管理規程等に明記。各部門で	
			第8条			

統制上の要点	⑨				必要に応じて教育を実施。	
	⑩	法令等遵守の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の法令等遵守に係る問題点が発見され、改善措置がとられているか。	○	○	主に品質管理部門が内部監査の際に指導。	
	⑪	法令等違反に関する処分規程が整備され、それに従った適切な措置がとられているか。	○	○	特に問題なし。	
	⑫	法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が構築・運用されているか。	○	○	重大クレーム、事故等は発生の都度報告あり。また品質管理部門が半期毎にクレーム総括報告を実施	
	⑬	内部統制部門が疑念をもった取引・活動について内部監査部門等又は監査役に対して適時かつ適切に伝達される体制が構築・運用されているか。	○	○	品質管理部門が内部監査の結果を毎月執行役員会へ報告。	
	⑭	内部通報システムなど法令等遵守の状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが構築・運用されているか。	△	△	内部通報制度を導入済みだが利用実績は少ない。不祥事の未然防止のためにも、制度の趣旨を繰り返し社員へ説明する必要があるのではないか。	
			第8条			

3. 損失危険管理体制に関する監査

		チェックポイント	実施基準	前回判定	監査役会の評価及び経営への質問	経営からの回答	
重大なリスクへの対応	①	損失の危険の適正な管理に必要な諸要因の事前の識別・分析・評価・対応に重大な漏れ・誤りがあった結果、会社に著しい損害が生じるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。	第9条	△	△	リスク管理取組状況報告の回付がやや遅い。	

重大なリスクへの対応	②	会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動が正当な理由なく継続されるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。	○	○	内部監査、会計監査などにより事業活動は適切にモニタリングされている。	
	③	会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事故その他の事象が現に発生した場合に、適切な対応体制が構築・運用されていない結果、損害が拡大しあるいは事業が継続できなくなるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。	△	△	地震など緊急時の対策のうち、安否確認システム、緊急用備品などは整備されつつあるが、緊急時の事業継続計画（BCP）の整備が遅れている。	
統制上の要点	④	代表取締役等が、会社経営において損失危険管理及びその実効的体制の構築・運用が必要不可欠であることを認識しているか。	○	○	特に問題なし。	
	⑤	会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、取締役会その他重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論がなされているか。	○	○	当社にとって影響が大きい重大クレーム、事故などは適宜執行役員会などに報告されている。	
	⑥	代表取締役等が、会社の事業内容ごとに、信用・ブランドの毀損その他会社存続にかかわるリスクを認識しているか。	○	○	特に問題なし。	
	⑦	当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさに関する適正な評価が行われているか。	△	△	各種リスクの計量化により取組みの優先度を判断する仕組みが必要ではないか。	
	⑧	他社における事故事例の把握、安全・環境に対する社会的価値観の変化、法的規制その他経営環境及びリスク要因の変化が認識され、それに対して適時かつ適切に対応する体制が構築・運用されているか。	○	○	他社の事故事例を参考に品質向上を図る仕組みがある。また品質会議は事故事例を教材に事故の原因・対策を話し合う仕組み。品質向上のため、さらなるレベルアップを期待したい。	
	⑨	当該事業年度において重点的に取り組むべきリスク対応計画を策定しているか。	○	○	経営計画に、リスク対策・管理体制の強化、クレーム削減などが挙げられており、各部門の計画にも反映されている。	
			第9条			

統制上の要点	⑩	当該リスク対応計画の実行状況が定期的にレビューされる仕組みが構築・運用されているか。	第9条	○	○	各部門の重点実施課題について進捗状況が月次でフォローされている。	
	⑪	各種リスクに関する識別・分析・評価・対応のあり方を規定した管理規程が整備されているか。		○	○	リスク管理規程などを整備済み。	
	⑫	定められた規程及び職務分掌に従った業務が実施されているか。		○	○	実施状況を内部監査でチェックしている。	
	⑬	損失危険管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の損失危機管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか。		○	○	リスク管理規程で各リスクの所管部署を定め、その部署を中心に改善を図る仕組み。リスク横断的なモニタリング部署はない。	
	⑭	会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動の継続に関し、適時かつ適切な検討が行われているか。正当な理由なく放置されていないか。		○	○	〇〇部門は採算改善に向けた施策を実行中。	
	⑮	損失危険管理体制の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が構築・運用されているか。		○	○	重大な事故、クレーム等が発生した場合は都度、執行役員会などに報告される仕組み。	
	⑯	内部通報システムなど損失危険管理に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが構築・運用されているか。		○	○	コンプライアンス相談の社外窓口として外部の弁護士事務所が指定されており、特に問題はない。	
	⑰	会社に著しい損害を及ぼす事態が現に生じた場合を想定し、損害を最小限にとどめるために、代表取締役等を構成員とする対策本部の設置、緊急時の連絡網その他の情報伝達体制、顧客・マスコミ・監督当局等への対応、業務の継続に関する方針等が予め定められているか。		△	△	地震など緊急時の対策のうち事業継続計画（BCP）が未整備。	

4. 情報保存管理体制に関する監査

	チェックポイント	実施 基準	前 回	判 定	監査役会の評価及び 経営への質問	経営からの 回答
重大なリスクへの対応	① 重要な契約書、議事録、法定帳票等、適正な業務執行を確保するために必要な文書その他の情報が適切に作成、保存又は管理されていない結果、会社に著しい損害が生じるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。	第10条	○	○	文書管理規程に従い整備済み。	
	② 重要な営業秘密、ノウハウ、機密情報や、個人情報ほか法令上保存・管理が要請される情報などが漏洩する結果、会社に著しい損害が生じるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。		○	○	情報システム運用標準などに従い体制を構築済み。持出用 PC は定期的にウイルスチェックを実施。	
	③ 開示される重要な企業情報について、虚偽又は重大な欠落があるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。		○	○	四半期決算など開示対象の重要情報は事前に取り締役会へ報告。	
統制上の要点	④ 代表取締役等が、会社経営において情報保存管理及びその実効的体制の構築・運用が必要不可欠であることを認識しているか。		○	○	当社は業務上、顧客情報に接する機会が多い。顧客の信頼性向上のため、会社として ISMS の取得を目指すことも考えられる。	
	⑤ 情報の作成・保存・管理のあり方に関する規程等が制定され、かつ、当該規程を有効に実施するための社内体制が構築・運用されているか。		○	○	情報セキュリティ管理規程等を制定し社内体制を構築済み。	
	⑥ 取締役会議事録その他法定の作成資料について、適正に内容が記録され保存される社内体制が整備されているか。		○	○	文書管理規程などを制定し社内体制を構築済み。	
	⑦ 保存・管理すべき文書及び情報の重要性の区分に応じて、適切なアクセス権限・保存期間の設定、セキュリティ・		○	○	文書管理規程などを制定し社内体制を構築済み。	

統制上の要点	⑦	ポリシー、バック・アップなどの管理体制が構築・運用されているか。				
	⑧	個人情報ほか法令上一定の管理が求められる情報について、社内に対して、当該法令で要求される管理方法の周知徹底が図られているか。	○	○	情報セキュリティ管理規程、内部情報管理規程等を制定し社内体制を構築済み。随時通達等で周知を図っている。	
	⑨	会社の重要な情報の適時開示、IR その他の開示を所管する部署が設置されているか。	○	○	総務部門と所管部が協議し情報の開示方法、時期などを決定する仕組み。財務情報は経理部門が所管。	
	⑩	開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される体制が構築・運用されているか。	○	○	開示情報は事前に取り締役会へ報告され、総務部門よりホームページ、Tdnetなどで開示。財務情報は経理部門がEDINETで開示。	
	⑪	情報保存管理に関して定められた規程及び職務分掌に従った管理がなされているか。	○	○	情報セキュリティ管理規程、内部情報管理規程等を制定し社内体制を構築済み。	
	⑫	情報保存管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の情報保存管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか。	○	○	社内イントラネットは情報管理部門が監視し、問題があれば改善を指導する仕組み。	
	⑬	情報保存管理の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が構築・運用されているか。	○	○	万一情報漏洩など重大な事故があれば随時、執行役員会などへ報告される仕組み。	
	⑭	内部通報システムなど情報保存管理に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが構築・運用されているか。	○	○	内部通報の社外窓口として社外の弁護士事務所が指定されている。特に問題なし。	

第10条

5. 効率性確保体制に関する監査

	チェックポイント	実施基準	前回	判定	監査役会の評価及び 経営への質問	経営からの 回答
重大なリスクへの対応	① 経営戦略の策定、経営資源の配分、組織の構築、業績管理体制の構築・運用等が適正に行われない結果、過度の非効率性が生じ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。	第11条	○	○	毎期の経営方針の策定や投資計画、組織の変更などは必ず取締役会で報告、審議される仕組み。	
	② 過度の効率性追求により会社の健全性が損なわれ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。		○	○	経営計画の進捗状況は月次で執行役員会に報告され、問題があれば対応を協議する仕組み。	
	③ 代表取締役等が行う重要な業務の決定において、決定の前提となる事実認識に重要かつ不注意な誤りが生じ、その結果、会社に著しい損害が生じる決定が行われるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。		○	○	執行役員会、取締役会のほか、各種会議において情報交換が行われ、それに基づいて経営判断が行われる仕組み。	
統制上の要点	④ 代表取締役等が、会社の持続的な成長を確保する経営計画・事業目標の策定及び効率性確保と健全性確保との適正なバランスが、会社経営において重要であることを認識しているか。		○	○	今期は14年中計をベースに経営計画を策定。中長期的な経営目標と短期的な目標のバランスに配慮しながら経営が行われている。	
	⑤ 経営計画の策定、経営資源の配分、組織の構築、管理体制のあり方、ITへの対応等が、適正に決定・実行・是正される仕組みが構築・運用されているか。		○	○	14年中計は、11年中計の経営目標未達の反省を踏まえて策定された。経営環境の変化は速く、これまで以上に機動的に計画を実行・是正していく仕組みが求められる。	
	⑥ 会社の経営資源及び経営環境等に照らして達成困難な経営計画・事業目標等が設定され、その達成のため会社の健全性を損なう過度の効率性が追求されていないか。		○	○	経営計画・事業目標は現場の声を反映して策定され、取締役会で審議の上決定される。	

統制上の要点	⑦	代表取締役等が行う重要な意思決定及び個別の業務の決定において、経営判断原則に適合した決定がなされることを確保する体制が構築・運用されているか。	第11条	○	○	取締役会、執行役員会など重要な会議では活発な議論が行われている。各監査役も活発に発言している。	
--------	---	---	------	---	---	---	--

6. 企業集団内部統制に関する監査

		チェックポイント	実施基準	前回	判定	監査役会の評価及び経営への質問	経営からの回答
重大なリスクへの対応	①	重要な子会社において法令等遵守体制、損失危険管理体制、情報保存管理体制、効率性確保体制に不備がある結果、会社に著しい損害が生じるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。	第12条	○	○	子会社は、コンプライアンス、リスク管理などについて当社並みの水準を確保する方針。品質管理部門が子会社についても内部監査を実施中で、問題があれば執行役員会などで報告される仕組み。	
	②	重要な子会社における内部統制システムの構築・運用の状況が会社において適時かつ適切に把握されていない結果、会社に著しい損害が生じるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。		○	○	子会社は、ISOの対象拠点ではないが、内部統制については当社並みの水準を確保する方針。品質管理部門が内部監査でチェックし、必要に応じて改善を指導する仕組み。	
	③	子会社を利用して又は親会社から不当な圧力を受けて不適正な行為が行われ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。		○	○	当社と親会社、あるいは当社と子会社の間で何か問題があれば、関係部署から都度執行役員会などで報告される仕組み。	
統制上の要点	④	代表取締役等が、会社経営において企業集団内部統制及びその実効的体制の構築・運用が必要不可欠であることを認識しているか。		○	○	社長は定期的に親会社のグループ経営会議に出席。グループの方針などを社内に周知している。	
	⑤	企業集団全体で共有すべき経営理念、行動基準、対処すべき課題が周知徹底され、それに沿った法令等遵守、損失危険管理、情報保存管理等に関する基準が定められ、その遵守に向けた適切な啓蒙活動とモニタリングが実施されているか。		○	○	当社は親会社のグループ経営方針を十分に意識した形で法令順守、リスク管理などの規程を定めている。	

統制上の要点	⑥	子会社が、企業集団内部統制の管理・モニタリングの対象から除外されていないか。	○	○	子会社も会計士監査、内部監査、監査役監査の対象として随時モニタリングを実施している。	
	⑦	子会社の内部統制システムの構築・運用の状況を定期的に把握しモニタリングする窓口が会社に設置され、子会社の内部統制システムにかかる重要な課題につき問題点が発見され、適切な改善措置が講じられているか。	○	○	経営企画部門が子会社管理の窓口で、日常的なモニタリングは品質管理部門、経理部門を中心に行っている。	
	⑧	子会社において法令等違反行為その他著しい損害が生じる事態が発生した場合に、会社が適時かつ適切にその状況を把握できる情報伝達体制が構築・運用されているか。	○	○	子会社管理の窓口である経営企画部門を通じて取締役会などに報告される仕組み。	
	⑨	グループ内部通報システムなど子会社に関する状況が会社において把握されるシステムが構築・運用されているか。	追加	○	子会社の状況は経営企画部門、経理部門、品質管理部門などによりモニタリングされている。	
	⑩	子会社に監査役が設置されている場合、当該監査役が、本実施基準第8条から第12条に定めるところに従い、当該子会社の内部統制システムについて適正に監査を行い、親会社の窓口及び監査役間で、意思疎通及び情報の交換を適時かつ適切に行っているか。子会社に監査役が置かれていない場合、監査機能を補完する適正な体制が子会社又は企業集団全体で別途構築・運用されているか。	○	○	子会社監査役と親会社監査役が都度、情報交換、意見交換を実施している。	
	⑪	企業集団内で共通化すべき情報処理等が適正にシステム化されているか。	追加	○	必要に応じて情報システム部門がサポートしている。	
	⑫	子会社に対して達成困難な事業目標や経営計画を設定し、その達成のため当該子会社又は企業集団全体の健全性を損なう過度の効率性が追求されていないか。	○	○	事前に十分打合せを行い、実態を考慮した上で、計画を策定している。	

統制上の要点	⑬	子会社を利用した不適正な行為に関して、会社はその状況を適時に把握し、適切な改善措置を講じる体制が構築・運用されているか。	第12条	○	○	問題があれば、経営企画部門あるいは品質管理部門、経理部門を通じて事実関係を調査した上で対策を講じる仕組み。	
	⑭	会社に親会社がある場合、少数株主の利益を犠牲にして親会社の利益を不当に図る行為を防止する体制が構築・運用されているか。		○	○	当社は上場会社であり、常に少数株主の利益を意識した経営が行われている。万一問題があれば、グループ経営会議などで問題提起が可能。	

7. 財務報告内部統制に関する監査

		チェックポイント	実施基準	前回	判定	監査役会の評価及び経営への質問	経営からの回答
重大なリスクへの対応	①	代表取締役及び財務担当取締役（以下「財務担当取締役等」）が主導又は関与して不適正な財務報告が行われるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。	第13条	△	△	会計士による実地監査では、売上計上基準に関する不備の指摘が散見される。現場への指導を徹底してほしい。	
	②	会社の経営成績や財務状況に重要な影響を及ぼす財務情報が財務担当取締役において適時かつ適切に把握されていない結果、不適正な財務報告が組織的に又は反復継続して行われるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。		○	○	会計士、品質管理部門が適宜モニタリングしており、懸念されるような事象は発生していない。	
	③	会計監査人が関与又は看過して不適正な財務報告が行われるリスクに対して、有効に対応できる体制が構築されているか。		○	○	財務報告の内容は取締役会等で審議されている。会計士の実地監査には監査役が適宜立会い相当性を評価している。	
統制上の要点	④	財務担当取締役等が、会社経営において財務報告の信頼性の確保及びそのための実効的体制の構築・運用が必要不可欠であることを認識しているか。		○	○	特に問題なし。	

統制上の要点	⑤	財務担当取締役等が、財務報告における虚偽記載が適時かつ適切に発見・予防されないリスクの重大性を理解したうえで、財務報告内部統制の構築・運用及び評価のための基本計画を定めているか。	○	○	特に問題なし。		
	⑥	財務報告を所管する部署に会計・財務に関する十分な専門性を有する者が配置されているか。	○	○	経理部門は知識経験豊富な社員が配置されている。		
	⑦	会計・財務に関する専門性を有するものを育成する中長期的取り組みが行われているか。	追 加	○	経理部門で計画的に育成中。		
		財務担当取締役等が、財務報告の信頼性確保のために、以下の重要な事項について、適切に判断・対応できる体制を構築・運用しているか。					
		・会計処理の適正性と妥当性 (売上・売掛金の計上時期と実在性、棚卸資産の実在性、各種引当金計上の妥当性、税効果会計の妥当性、減損会計の妥当性、オフバランス事項その他重要な会計処理の適正性と妥当性)	第13条	○	○	会計士は必要に応じて現地実査を行っている。会計処理の方法は経理部門と会計士が都度協議している。	
		・重要な会計方針の変更の妥当性		○	○	経理部門と会計士が都度協議している。	
	⑧	・会計基準や制度の改正等への対応		○	○	経理部門と会計士が都度協議している。	
		・資本取引・損益取引における重要な契約の妥当性		○	○	必要に応じて関係部にヒアリングを行う。	
		・重要な資産の取得・処分等の妥当性		○	○	必要に応じて関係部にヒアリングを行う。	
		・資金運用の妥当性(デリバティブ取引等を含む)		○	○	経理部門と会計士が都度協議している。	
		・連結の範囲及び持分法適用会社の範囲の妥当性		○	○	経理部門と会計士が都度協議している。	
		・連結決算に重要な影響を及ぼす子会社及び関連会社に関する、上記の各事項の適正な会計処理		○	○	経理部門と会計士が都度協議している。	

統制上の要点		・後発事象の把握と重要性判断の妥当性	第13条	追	○	経理部門と会計士が都度協議している。	
	⑨	開示すべき財務情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される体制が構築・運用されているか。		○	○	総務部門、経理部門を中心に開示を実施している。	
	⑩	会計監査人が適正に監査を行う体制が整備されているか。		○	○	必要に応じて経理部門社員等がサポート。	
	⑪	会計監査人の会社からの独立性が疑われる特段の関係が形成されていないか。		○	○	特に問題なし。	
	⑫	会社の経営成績や財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について、財務担当取締役等と会計監査人との間で適切に情報が共有されているか。		○	○	必要に応じて財務担当取締役と会計士が情報交換、意見交換を行っている。	

8. 監査役監査の実効性確保体制の監査

	チェックポイント	実施基準	前回	判定	監査役会の評価及び経営への質問	経営からの回答	
補助用人に関する事項	①	監査役の監査体制に照らし、その職務を執行するために必要と認められる補助使用人の員数又は専門性が欠けていないか。	第14条	○	○	特に問題なし。	
	②	監査役の指示により補助使用人が行う会議等への出席、情報収集その他必要な行為が、不当に制限されていないか。		○	○	特に制限はない。	
	③	補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていないか。		○	○	特に制限はない。	
	④	補助用人に関する人事異動(異動先を含む)・人事評価・懲戒処分等に対して監査役に同意権が付与されているか。		○	○	付与されている。	
	⑤	その他監査役監査の実効性を妨げる特段の事情が認められないか。		○	○	特に問題なし。	

監査役報告体制	⑥	取締役会以外で監査役が出席する必要のある重要な会議等について、監査役の出席機会を確保する措置が講じられているか。	第15条	○	○	重要な会議については開催の通知がある。 監査役が希望すればすべての会議に出席できる。	
	⑦	監査役が出席しない会議等について、その付議資料、議事録等の資料が監査役の求めに応じて適時に閲覧できる措置が講じられているか。		○	○	特に問題なし。	
	⑧	業務執行の意思決定に関する稟議資料その他重要な書類が、監査役の求めに応じて適時に閲覧できる措置が講じられているか。		○	○	特に問題なし。	
	⑨	代表取締役等、内部監査部門等又は内部統制部門が監査役に対して定期的に報告すべき事項が報告されているか。		○	○	特に問題なし。	
	⑩	上記の報告事項以外で、代表取締役等、内部監査部門等又は内部統制部門が監査役に対して適時に報告すべき事項が報告されているか。		○	○	適宜報告されている。	
	⑪	内部統制システムについて、監査役に提供される情報が適時に報告されているか。		○	○	特に問題なし。	
連係体制等	⑫	本実施基準第6条第4項に定める監査役と内部監査部門等との関係が実効的に行われていないとみとめられる事項がないか。	第16条	○	○	特に問題なし。	
	⑬	その他監査役と内部監査部門等との実効的な連係に支障が生じていないか。		○	○	毎月1回内部監査部門と打合せ会を実施している。	
	⑭	本実施基準第6条第6項に定める内部統制部門からの報告に関して監査役が要請した事項が遵守されているか。		○	○	特に問題なし。	